

町職員の給与・ 町職員数のあらまし

町職員の給与は職務に応じた給料と、各種諸手当で構成されており、給料や手当の内容は、国や他の地方公共団体の給与を考慮し、町議会で議決された「別海町職員の給与に関する条例」によって決められています。

また、職員の給与と地方公共団体負担分の共済費を合わせた経費を人件費といいます。

この内容を町民の皆さんにご理解いただくため、本町職員の給与と職員数の状況についてお知らせします。

職員数

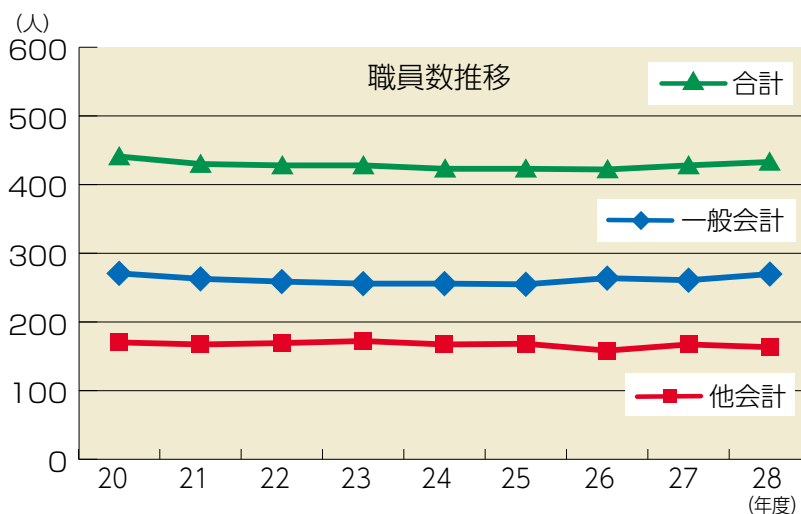
職員数については、平成13年度の525人をピークに、平成28年度は435人（△90人）となっています。近年職員数が増加傾向にありますが、看護師や保育士などの技術職員の増加となっています。

今後5年間で47人の定年退職者が見込まれますが、平成26年8月に策定した第4次定員適正化計画（平成27年～31年）に基づいて、退職者補充を基本としながら、行政運営に必要な職員数を維持するよう努めていきます。



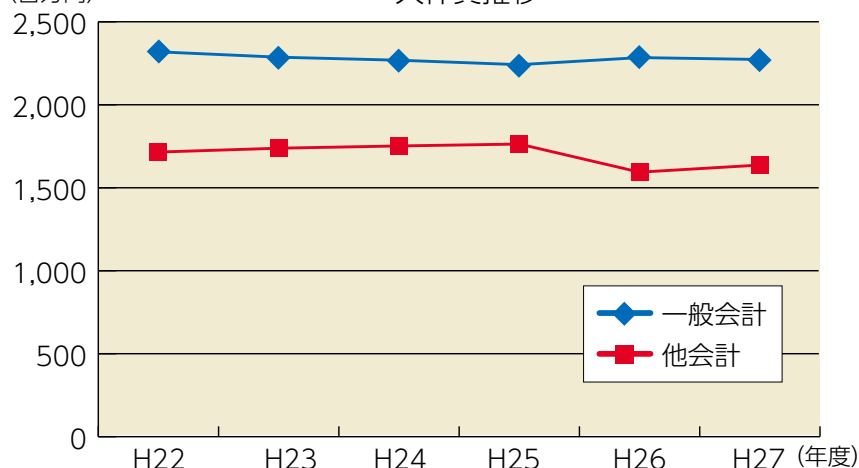
（各年4月1日現在 単位：人）

年 度	H20	H21	H22	H 23	H 24	H25	H26	H27	H28
一般会計	272	264	260	257	257	256	265	262	271
他 会 計	171	168	170	173	168	169	159	168	164
合 計	443	432	430	430	425	425	424	430	435



(百万円)

人件費推移



職員の人件費

人件費については、一般会計で平成22年度2,319,036千円に対し、平成27年度2,272,858千円で46,178千円の減となっています。主な要因としては、給与構造改革や退職と新規採用による職員の年齢構成の変更、諸手当の見直しなどがあります。

表1 人件費の状況（平成27年度決算統計）

区 分	歳出総額 A（千円）	うち人件費B（千円）	人件費率B/A（％）
一 般 会 計	17,575,518	2,272,858	12.9
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	3,027,953	30,108	1.0
下 水 道 事 業 特 別 会 計	653,069	14,266	2.2
介 護 サービス事業特別会計	469,760	260,325	55.4
介 護 保 険 特 別 会 計	998,213	83,459	8.4
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	162,433	16,796	10.3
病 院 事 業 会 計	2,463,112	1,178,737	47.9
水 道 事 業 会 計	1,442,910	53,018	3.7
合 計	26,792,968	3,909,567	14.6

※人件費には、各種委員等の特別職に支給する給料および報酬を含みます。

職員の給与

職員の給料は、民間でいう基本給に相当するもので、職務と責任の度合いに応じて定められており、本町は職種により（一）表から（五）表に区分されています。

また、毎月支給される給料、諸手当に加えて民間企業の賞与にあたる期末勤勉手当をあわせたものを職員給与といい、平成28年度予算では表2のとおりです。

職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況は表3、経験年数別・学歴別平均給料月額は表4のとおりです。

表2 職員給与費の状況（平成28年度当初予算）

区 分	職員数 A (人)	給 与 費（千円）				一人当たり 給与費B/A (千円)	備 考
		給 料	職員手当	期 末・ 勤勉手当	計 B		
一 般 会 計	294	1,045,000	189,620	385,700	1,620,320	5,511	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療特別会計を含みます
下 水 道 事 業 特 別 会 計	4	9,730	1,918	3,395	15,043	3,761	
介 護 サービス 事業特別会計	38	140,728	20,007	51,264	211,999	5,579	
病院事業会計	94	416,823	187,047	155,302	759,172	8,076	
水道事業会計	8	28,398	5,826	10,262	44,486	5,561	
合 計	438	1,640,679	404,418	605,923	2,651,020	6,053	

※職員手当には、退職手当は含みません。

表3 職員の平均給料月額、平均給与（給料および諸手当を含むもの）月額および平均年齢の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	一般行政職	公務補等の技能労務職	保健師・看護師等の医療職	薬剤師等の医療技術職	医 師
平均給料月額	293,100円	315,700円	309,200円	295,600円	1,212,700円
平均給与月額	350,766円	340,700円	367,794円	339,214円	2,348,367円
平均年齢	39歳4カ月	52歳4カ月	41歳7カ月	38歳11カ月	51歳4カ月

表4 職員の初任給と経験年数別・学歴別平均給料月額（平成28年4月1日現在）

区 分	学歴別	初 任 給	経験年数ごとの平均給料月額		
			10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	28年度	大 卒	176,700円	269,740円	326,157円
		高 卒	144,600円	230,343円	270,667円
	27年度	大 卒	174,200円	281,500円	318,871円
		高 卒	142,100円	230,000円	277,850円

特別職などの報酬等

町長など特別職の報酬等は表5のとおりです。

町長、副町長、教育長の報酬月額、平成19年7月1日から当分の間5%から10%の削減をしています。

表5 特別職の報酬等の状況

(平成28年4月1日現在)

区 分	給料月額(円)	期 末 手 当	区 分	報酬月額(円)	期 末 手 当
町 長	847,000 (減額前) 762,300 (減額後)	6月期 1.90月分 12月期 2.20月分	議 長	306,000	6月期 1.25月分 12月期 2.85月分
副町長	679,000 (減額前) 611,100 (減額後)	計 4.10月分	副議長	245,000	計 4.10月分
教育長	611,000 (減額前) 580,450 (減額後)		常任委員長	234,000	
			議 員	222,000	

職員の諸手当

職員の扶養手当など、一定の要件を満たすことによって支給される手当は表6のとおりです。

表6 職員手当の状況

(平成28年4月1日現在)

区 分	内 容	金額等(円)	区 分	内 容	金額等(円)
扶 養 手 当	配偶者	13,000	広 域 異 動 手 当	実務研修のため国または北海道等の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額に異動距離に応じた率の相当額を支給する。	
	配偶者以外 1人につき	6,500		300km以上 100分の10	
	職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人のみ	11,000		60km以上300km未満 100分の5	
	16歳から22歳までの子の加算(特定扶養)	5,000	期 末 ・ 勤 勉 手 当	6月期 期末手当 1.225月分 勤勉手当 0.80月分	計 2.025月
住 居 手 当	持 家	10,000		12月期 期末手当 1.375月分 勤勉手当 0.80月分	計 2.175月
通 勤 手 当 (通勤距離 片道2km以上の者)	借 家 家賃が12,000円を超える 借家等の場合家賃の額に応じて支給	限度額 27,000		職務上の段階、職務の級等により加算措置がある。(5～15%)	
	自家用自動車等利用		寒 冷 地 手 当	11月から3月までの5カ月間、各月の初日に在職し常時勤務に服する職員に対し支給する。	
	片 道 距 離	2km以上 5km未満		世帯主 扶養親族のある職員	26,380
		5km以上 10km未満		世帯主 その他の世帯主である職員	14,580
		10km以上 15km未満		その他の職員	10,340
		15km以上 20km未満			
		20km以上 25km未満			
管 理 職 手 当	25km以上	15,800	退 職 手 当	退職手当額は、退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じて算出される。	
	医師職 給料の100分の18			区 分	自己都合 勤奨・定年
	部長職	60,000		勤続10年	5.22月分 8.7月分
	次長職	50,000		勤続20年	20.445月分 25.55625月分
	課長職	46,000		勤続25年	29.145月分 34.5825月分
特 殊 勤 務 手 当	主幹職	37,000		勤続35年	41.325月分 49.59月分
	勤務が危険、不快、不健康または困難な業務に従事する職員に支給する。			最高限度	49.59月分 49.59月分
時 間 外 勤 務 手 当	正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員に支給する。				

表7 職員定数の状況

(単位：人)

町職員の定数は、条例で上限が定められており次のとおりとなっています。

区 分	条例施行年月日	H 7 . 4 . 1	H10. 1 . 1	H18. 4 . 1
町 長 の 事 務 部 局 の 職 員		428	439	397
議 会 の 事 務 局 の 職 員		3	3	3
選挙管理委員会の事務局の職員		2	2	2
監 査 委 員 の 事 務 局 の 職 員		2	2	2
教育委員会の事務局の職員		77	69	60
農 業 委 員 会 の 事 務 局 の 職 員		10	10	9
公 営 企 業 関 係 職 員		20	17	12
合 計		542	542	485

※特別職と教育長は除きます。

表8 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在 単位：人)

部 門	区 分	職 員 数				
		H24	H25	H26	H27	H28
福祉関係を除く 一般行政	議 会	3	3	3	3	3
	総 務	55	53	54	54	55
	税 務	11	11	10	10	10
	農 水	30	29	30	28	32
	商 工	8	8	8	8	7
	土 木	25	27	29	28	30
	小 計	132	131	134	131	137
福祉関係	民 生	51	52	56	57	59
	衛 生	23	23	23	23	22
	小 計	74	75	79	80	81
一般行政計		206	206	213	211	218
特別行政	教 育	51	50	52	51	53
公営企業等	病 院	81	83	89	95	95
	水 道	7	7	8	9	9
	下水道	4	4	4	4	4
	その他	76	75	58	60	56
	小 計	168	169	159	168	164
総 合 計		425	425	424	430	435

※特別職と教育長は除きます。

表9 一般行政職の級別職員数等の状況

(平成28年4月1日現在)

職務の級	標準的な職務内容	職員数	構成比(%)
1 級	主事、技師、保育士、教諭、介護員、介護支援専門員、社会福祉士、臨床心理士(以下「主事等」という。)	50	23.3
2 級	主事等	33	15.3
3 級	1 主査 2 主任、主任保育士、主任教諭、主任介護員、主任介護支援専門員、主任社会福祉士、主任臨床心理士(以下「主任等」という。) 3 主事等	39	18.1
4 級	1 主幹、支所次長、園長、副館長(以下「主幹等」という。) 2 主査 3 主任等	46	21.4
5 級	1 部次長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長(以下「部次長等」という。) 2 課長、支所長、老人保健施設すこやか事務長、出納室長、館長 3 主幹等	37	17.2
6 級	1 部長、病院事務長、会計管理者、議会事務局長 2 部次長等 3 指導参事	10	4.7

ラスパイレス指数の状況

表10 ラスパイレス指数の状況

	平成27年 4月1日現在
別 海 町	97.3
類似団体平均	95.0
全 国 町 平 均	95.8

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。